

制定 平成4年11月22日

改定 平成9年10月24日

改定 平成18年11月25日

改定 平成27年11月21日

柑芦会東海支部 規約

1. 本会は、柑芦会東海支部と称し、和歌山高等商業学校(和歌山経専、和歌山工専を含む)および和歌山大学経済学部(同短大を含む)の卒業生で、愛知県および岐阜県に在住するか又は勤務する者で構成する。

2. (1) 本会へは、前条に該当することとなった日をもって自動的に入会とし、該当しなくなった日をもって退会とする。ただし、特別の事情で、本人が希望し、役員会で認められた場合には、会員とすることができる。

(2) 会員は、本会運営の費用に当てるための年会費を納めるものとする。金額については役員会で決定し、総会の承認を受けるものとする。

(3) 会計年度は、10月1日から翌年9月30日までとする。

3. 本会は、会員の親睦をはかることを目的として、親睦会、講演会、ゴルフ会およびその必要な事業を行う。

4. 本会には、次の役員を置く。

支部長1名

副幹事長2名以内

副支部長5名以内

常任幹事若干名

幹事長1名

会計監査2名

上記のほか相談役、顧問を置くことができる。

5. (1) 支部長は本会を統括し、副支部長は支部長を補佐する。

(2) 幹事長は、本会の事業を執行し、副幹事長は幹事長を補佐する。

(3) 常任幹事は、幹事長の統括のもとに事業の執行の一部を担当する。

(4) 会計監査は、会計を監査する。

6. 役員任期は2年とし、2回目の総会の日をもって任期満了とする。ただし、任期の途中で選任された場合は、残余の期間とする。

7. 役員は、役員会の推薦により決定し、本人の承諾を得たのち総会の承認を得るものとする。

8. 総会は年1回、原則として11月に開催する。

9. 役員会は、原則として年2回開催する。ただし、支部長が必要と認めた時は、臨時役

員会を開くことができる。

10. 支部長が必要と認めた時は、常任幹事会を開催することができる。

11. 本会は、3. に定める事業を行うために世話人を置く。世話人は、支部長が任命する。

12. 本規約は、平成4年11月22日に制定し、平成9年10月24日、平成18年11月25日及び平成27年11月21日から改定する。1. (3) の、平成28年度の会計年度については、平成27年11月1日から平成28年9月30日までとする。

本規約の改廃は、役員会の決定により行い、総会の承認を得るものとする。

以上